

関市子育て応援券・関市地域経済応援券取扱い案内

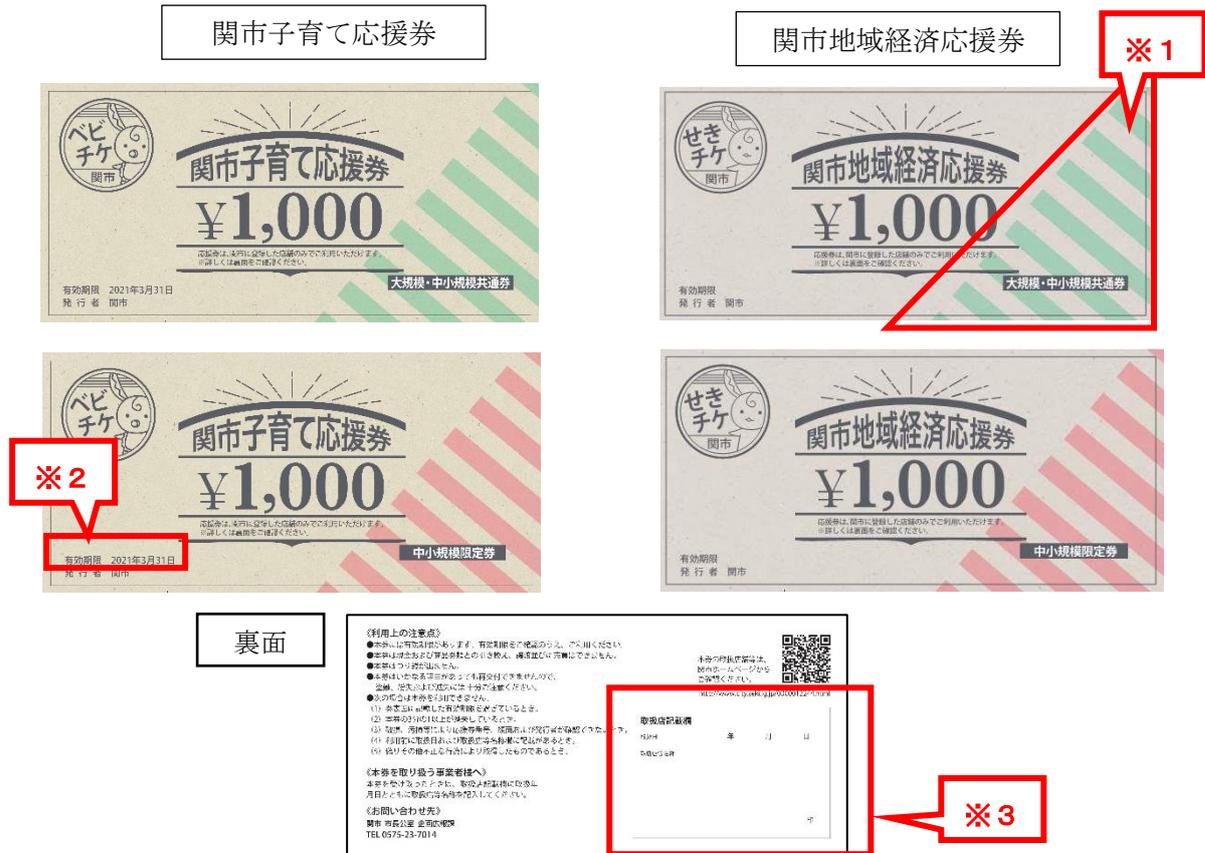
● 応援券取扱い手順

- 1 応援券表面（※1）に光沢加工が施されており、コピー等で偽造されたものでないことを確認する。
- 2 応援券表面に記載された有効期限（※2）を過ぎていないことを確認する。
- 3 応援券裏面の取扱店記載欄（※3）に、取扱店舗名（ゴム印等可）を記入する。

※ おつりは出せません。額面以上のお会計でのみお取扱いいただけます。

※ 大幅な変造、汚損、滅失のある応援券はお取扱いいただけません。

※ たばこ、プリペイドカード等、応援券ではご購入いただけないものがあります。ポスター下部に一覧を掲載しています。



● ご利用いただける応援券の種類

- ・ 登録の店舗規模が「大規模店」であるお店では、中小規模限定券（赤色の券）はご利用いただけません。
- ・ 登録の店舗規模が「中・小規模」であるお店では、大規模・中小規模共通券（緑色の券）、中小規模限定券（赤色の券）の両方がご利用いただけます。

店舗規模に合わせて、協力店目印のポスターをお渡ししています。

ポスターにも取扱可能券種を表示していますので、ご確認の上お取扱いいただきますようお願いいたします。

●換金請求手順

換金には、地域経済応援券・子育て応援券をまとめて1枚の請求書を作成してください。
※令和4年1月より請求書への代表者印の押印は不要となりますが、押印しない場合は、余白に「発行担当者の氏名、連絡先」をご記入ください。
※記載内容に誤りがあった場合で、訂正印にて記載事項を訂正する場合は、引き続き申請者欄へ代表者印の押印が必要となります。なお、この場合の訂正印も代表者印となります。

		年	月	日
関市長 様				
所在地				
名称				
代表者氏名				
電話番号				
発行担当者氏名 ○○○○-○○-○○○○				
関市子育て応援券換金請求書 関市地域経済応援券換金請求書				
関市子育て応援券および関市地域経済応援券の換金を 事業実施要綱第7条第1項および関市地域経済応援券事業実施要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。				
記				
1	請求金額			10,000 円
2	請求の内訳	対象月	令和4年	4月分
		1,000円券	× 10 枚	= 10,000 円
			(うち子育て応援券 枚 地域経済応援券 枚)	
3	添付書類	使用済みの関市子育て応援券、関市地域経済応援券		

代表者印を押印しない場合は、余白に発行担当者氏名と連絡先をご記入ください。

請求書の内訳 欄の〔 〕内はこちらで記入しますので、記入不要です。

なお、請求書をご提出いただいた後の振込のスケジュールは次のとおりです。

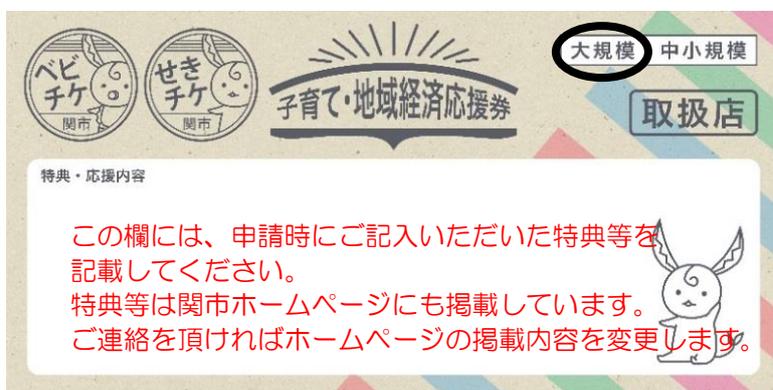
通常月1回の締め切りとお支払いでしたが、応援券流通枚数の増加に伴い、令和2年7月から、週1回の締め切りとお支払いに変更しています。

	令和2年7月～
請求書提出締切日	毎週水曜日
振込日	2週間後の水曜日 (ただし締切日から振込日までに祝日がある場合は祝日日数分遅くなります。)

●取扱店である目印

関市子育て応援券・関市地域経済応援券の取扱店であること目印として、ステッカーとポスターをお渡しします(申請時にお渡ししている場合があります。)ので、レジ前等のわかりやすい場所に掲示をお願いします。

なお、ポスターには応援券で購入いただけないものの一覧(たばこ、プリペイドカード等)も掲載しております。お客様からお問い合わせがありましたら、ポスターをご確認ください。



ステッカーには、該当する店舗区分に○をつけるなどして、どちらの店舗区分かわかるようにしてください。

問合せ・請求書送付先 〒501-3894 関市若草通3丁目1番地
関市役所 企画広報課
電話 : 0575-23-9290
FAX : 0575-23-7744